

## 相生市高齢者保健福祉計画（案）及び相生市介護保険事業計画（案）

### に対する意見募集について

平成24年度から平成26年度までの、介護保険をはじめとした高齢者福祉施策の方向を定める相生市高齢者保健福祉計画（案）及び相生市介護保険事業計画（案）を作成いたしました。ついては、相生市民意見提出制度（パブリック・コメント制度）の実施に関する要綱に基づき、この案に対する市民の皆さんのご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見は、それに対する相生市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、ご意見に基づき計画を修正したときは、修正内容と理由を併せて公表いたします。

#### 計画策定の趣旨、目的及び背景

急速な高齢化に伴い寝たきりや認知症の高齢者が増加し、深刻化する介護問題に対応するため「介護」を社会全体で支えるシステムとして、介護保険制度が平成12年度に創設されました。介護保険事業は市区町村を単位として運営され、3年を一事業期間として事業計画を定めることとされており、現在は第4期事業計画（計画期間は平成21年度～平成23年度）に基づいて運営されています。

今回、平成24年度から始まる第5期事業計画を策定するにあたり、学識経験者、医療・保険・福祉関係者、被保険者、市民の代表でつくる相生市介護保険審議会で検討を重ねてきました。

本計画は、第5期計画期間（平成24年度～平成26年度）における高齢者福祉施策及び介護保険施策の総合的な計画として、また、平成27年度以降の将来像を見据えた新たな取り組みを開始する計画として、策定するものです。

#### 計画の概要

##### 1 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画とを一体的に定めるものです。

##### 2 計画の基本理念

第5次相生市総合計画における「いのち輝き 絆でつなぐ あいのまち」を目指すべき姿として、保健、医療、福祉、雇用、住まいなど幅広い視点から関係機関が連携し、また、市民相互の助け合いを大切にしながら、高齢者一人ひとりが地域社会の一員として安心して暮らせるまちを目指します。

##### 3 計画の基本目標

###### ① 健康づくりと介護予防の推進

- ② 生きがいつくりや社会参加の推進
- ③ 地域における包括的なケア体制の推進
- ④ 高齢者の尊厳と権利を守る仕組みづくり
- ⑤ 高齢者が住みやすいまちづくり
- ⑥ 介護サービスの質の向上と介護保険事業の適正な運営

#### 意見の提出期間

平成24年1月20日（金）から平成24年2月10日（金）

#### 意見提出できる方

- (1) 相生市に住所がある方
- (2) 相生市に事務所又は事業所がある方
- (3) 相生市内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 相生市の学校に在学中の方
- (5) 相生市に納税義務のある方
- (6) この計画に利害関係のある方

#### 意見の提出方法

必ず氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。様式は自由です。

- (1) 郵便 <宛先> 〒678-8585 相生市旭一丁目1番3号  
相生市 健康福祉部 健康介護課
- (2) ファクシミリ <宛先> 0791-23-4596
- (3) 電子メール <宛先> kaigohoken@city.aioi.hyogo.jp

#### 案の入手方法

相生市高齢者保健福祉計画（案）及び相生市介護保険事業計画（案）は、平成24年1月20日以降、相生市ホームページ上、市役所の公文書公開コーナー若しくは健康介護課で閲覧・入手できます。

#### その他

公開は、ご意見の内容のみ行い、ご意見をいただいた方の氏名等を公表することはありません。また、お寄せいただいたご意見に対し直接には回答いたしません。あらかじめご了承ください。

#### お問い合わせ

〒678-8585 相生市旭一丁目1番3号  
相生市役所 健康福祉部 健康介護課 長寿介護係  
電話 0791-22-7124